

第 7 1 2 号
平成25年8月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	24	1
告 示	番号	頁数
・違反広告物の保管について	228	2
・放置自転車等の保管について	229	2
・公示送達について	230	3
・放置自転車等の保管について	231	3
・放置自転車等の保管について	232	3
・放置自転車等の保管について	233	4
・放置自転車等の保管について	234	4
・放置自転車等の保管について	235	5
・放置自転車等の保管について	236	5
・放置自転車等の保管について	237	5
・放置自転車等の保管について	238	6
・抑留犬の公示について	239	6
・放置自転車等の保管について	240	7
・放置自転車等の保管について	241	7
・公示送達について	242	7
・放置自転車等の保管について	243	8
・放置自転車等の保管について	244	8
・放置自転車等の保管について	245	9
・抑留犬の公示について	246	9
・放置自転車等の保管について	247	9
・放置自転車等の保管について	248	10
・放置自転車等の保管について	249	10
・放置自転車等の保管について	250	10
・放置自転車等の保管について	251	11

・公示送達について	252	11
・放置自転車等の保管について	253	11
・放置自転車等の保管について	254	12
・放置自転車等の保管について	255	12
・放置自転車等の保管について	256	13
・放置自転車等の保管について	257	13
・放置自転車等の保管について	258	13
公 告	番号	頁数
・公募型プロポーザルの実施について	28	14
・大和都市計画生産緑地地区計画の縦覧について	29	21
・地籍図原図及び地籍簿案の閲覧について	30	21
・農用地利用集積計画について	31	21
教育委員会	番号	頁数
・天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	6	22
・定例教育委員会の招集について	10	22
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	8	22
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	7	22
・一般競争入札について	16	23
・平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	17	28
・一般競争入札について	18	28

規 則

(平成25年7月31日揭示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第24号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。
 第14条から第33条までの規定中「請負者」を「受注者」に改める。
 様式第4号から様式第11号までの規定中「請負者」を「受注者」に改める。
 様式第12号中「請負業者名」を「受注者名」に改める。
 様式第13号から様式第15号までの規定中「請負者」を「受注者」に改める。
 様式第16号中「請負業者名」を「受注者名」に改める。
 様式第17号中「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の天理市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告 示

（平成25年7月8日掲示済）

天理市告示第228号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成25年7月8日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	大幸商会	立看板	3	中町	H25.6.11	H25.6.11	市役所地下 駐車場
2	不動産 (090-2380-4419)	立看板	1	福住町	H25.6.11	H25.6.11	
3	三興建設	はり札	5	長柄町	H25.7.3	H25.7.3	
4	不動産 (090-8898-4819)	立看板	3	長柄町	H25.7.3	H25.7.3	
5	不動産 (090-6566-8514)	立看板	2	櫛本町	H25.7.3	H25.7.3	
6	アパマンショップ	ラック	1	東井戸堂町	H25.7.3	H25.7.3	

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

（平成25年7月8日掲示済）

天理市告示第229号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年7月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
（1）返還期間

平成25年7月8日から平成25年9月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年7月9日揭示済）

天理市告示第230号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年7月9日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成25年7月9日揭示済）

天理市告示第231号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月9日から平成25年9月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成25年7月10日揭示済）

天理市告示第232号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成25年7月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月10日から平成25年9月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月10日揭示済)

天理市告示第233号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年7月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月10日
 - 3 移動対象区域
天理市勾田町334番地7先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月10日から平成25年9月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月11日揭示済)

天理市告示第234号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成25年7月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年7月11日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年7月11日から平成25年9月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月12日揭示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月12日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月12日から平成25年9月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月16日揭示済)

天理市告示第236号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月16日から平成25年9月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月17日揭示済)

天理市告示第237号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 7月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7月17日から平成25年 9月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 7月18日 掲示済)

天理市告示第238号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 7月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 7月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7月18日から平成25年 9月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年 7月19日 掲示済)

天理市告示第239号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 7月19日

天理市長 南 佳 策

保護日時 平成25年 7月16日 11:10
保護場所 天理市下仁興町
種類 雑
性別 雌
年齢 成
毛色 薄茶
体格 中
その他、特徴 首輪無し、立ち耳
保護日時 平成25年 7月16日 11:10

保護日時 平成25年 7月16日 11:10
保護場所 天理市下仁興町
種類 雑

性別 雌
年齢 成
毛色 白茶ブチ
体格 中
その他、特徴 首輪無し、たれ耳

犬の所有者は、郡山保健所へ平成25年7月22日までに返還請求の手続をしてください。

(平成25年7月19日掲示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月19日から平成25年9月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月19日掲示済)

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月19日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町957番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月19日から平成25年9月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月19日掲示済)

天理市告示第242号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年7月19日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成25年7月22日揭示済）

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月22日から平成25年9月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成25年7月23日揭示済）

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月23日から平成25年9月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

(平成25年 7 月 24 日 掲 示 済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 7 月 24 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年 7 月 24 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7 月 24 日から平成25年 9 月 21 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成25年 7 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第246号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成25年 7 月 25 日

天理市長 南 佳 策

保護日時 平成25年 7 月 25 日 9 : 30
保護場所 天理市長滝町
種類 ラブラドルレトリバー
性別 雌
年齢 成
毛色 ダークブラウン
体格 大
その他、特徴 首輪無し

犬の所有者は、郡山保健所へ平成25年 7 月 22 日までに返還請求の手続をしてください。

(平成25年 7 月 25 日 掲 示 済)

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年 7 月 25 日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年 7 月 25 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年 7 月 25 日から平成25年 9 月 22 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年7月26日揭示済)

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月26日から平成25年9月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月29日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年7月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年7月29日から平成25年9月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年7月30日揭示済)

天理市告示第250号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月30日から平成25年9月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年7月31日揭示済)

天理市告示第251号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年7月31日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年7月31日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年7月31日から平成25年9月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月1日揭示済)

天理市告示第252号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年8月1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成25年8月1日揭示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成25年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月1日から平成25年9月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月1日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月1日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町671番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月1日から平成25年9月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年8月1日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年7月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月1日から平成26年1月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

4 返還時に必要なもの

- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
- (2) 延滞期間に応じた駐車料金

7 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年8月2日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月2日から平成25年9月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月5日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月5日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成25年8月5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成25年8月5日から平成25年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年8月5日揭示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年8月5日

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年8月5日
 - 3 移動対象区域
天理市守目堂町78番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年8月5日から平成25年10月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成25年7月8日揭示済)

天理市公告第28号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務委託について、公募型プロポーザルの参加者を募集しますので次のとおり公告する。

平成25年7月8日

天理市長 南 佳 策

1. 業務委託の概要

- (1) 業務委託名 天理市高度地区指定策定業務委託
- (2) 業務対象範囲 天理市全域
- (3) 業務内容 別紙「業務説明書」のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から平成27年3月27日
- (5) 委託料の上限 ¥16,117,500円（平成25～26年度2年間の総額）
ただし、平成25年度 ¥9,534,000円
平成26年度 ¥6,583,500円とする。

2. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出時点において、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市に入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等委託業務用）を提出し、測量又は建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第16号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）
- (5) 奈良県に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの過去5年間に於いて、本業務と類似する業務（高度地区指定策定業務）若しくは景観計画策定業務と類似する業務の元請受注実績を有していること。
ただし、当該受注実績は、平成25年3月31日までに完了している業務で、契約金額が一件につき500万円以上、発注機関が国又は地方公共団体の業務であること。
- (7) 技術士〔総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）の資格〕を5名以上有していること。

- (8) 技術士〔建設部門（都市及び地方計画）の資格〕を10名以上有していること。
- (9) 本業務の配置予定技術者（管理技術者及び担当技術者）については、次の条件をすべて満たす者とする。
- ① 総合技術監理部門（都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）又はR C C M（都市計画及び地方計画）の資格を有していること。
 - ② 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間において、管理技術者若しくは担当技術者として、本業務と類似する業務（高度地区指定策定業務）若しくは景観計画策定業務と類似する業務に携わった経験を有する技術者（ただし、発注機関が国又は地方公共団体の業務とする。）。
- (10) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ）が暴力団員（暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していることがないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していないこと。
- (15) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(10)から(14)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (16) この契約に係る下請契約等に当たって、(10)から(14)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔(15)に該当する場合を除く〕において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (17) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を委託者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3. 手続等

(1) 担当部局

天理市川原城町605番地

天理市建設部まちづくり計画課（天理市役所3階）

T E L 0743-63-1001 内線348・349 F A X 0743-62-1550

E-mail keikaku@city.tenri.nara.jp

(2) 参加表明書の提出

① 提出期間

平成25年7月22日（月）から平成25年7月26日（金）まで

午前9時～正午及び午後1時～午後5時（土曜日、日曜日を除く。）

② 提出先 担当部局に同じ

③ 提出物

- ・参加表明書 (様式1)
- ・会社概要書 (様式2)
- ・業務実績調書 (様式3)
- ・業務実施体制届 (様式4)
- ・管理技術者届 (様式5)
- ・担当技術者届 (様式6)

・誓約書 (様式7)

- ④ 提出方法 持参に限る。
- ⑤ 提出部数 正本1部及び副本7部(副本は複写可)
- ⑥ その他
 - ・A4版ファイルに綴じて提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

- ① 提出期間 平成25年7月9日(火)から平成25年7月12日(金)まで
- ② 提出場所 担当部局に同じ
- ③ 提出方法 質問書(様式9)に記入の上、書面(E-mail)により提出すること。
- ④ 回答方法 平成25年7月19日(金)到天理市ホームページに掲載する。

(4) 参加資格の審査

提出された参加表明書に基づき、選定委員会において参加資格の審査を行うものとし、審査結果の通知については、審査終了後、速やかに参加表明者に通知する。

また、資格審査後の選考については次のとおりとする。

- ① 有資格者が、5者以上の場合は、一次選考を行う。
- ② 有資格者が、2者以上5者未満の場合は、その者全てで二次選考を行う。
- ③ 有資格者が、2者に達しない場合は、本件発注を中止し、募集内容を見直した上で同様の発注方法により手続きをやり直すか、又は発注方法を再検討しやり直すものとする。

(5) 一次選考(企画提案書提出者の選定)

予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の資格及び業務経験について評価し選定する。

① 評価の対象とする業務経験数

予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の業務経験は、天理市高度地区指定策定業務について、業務ごとに最大3業務[過去5年間(平成20年4月1日から平成25年3月31日まで)に完了した業務]まで記載し、提出することができる。(様式5、様式6に記載すること)

② 評価方法

それぞれの業務について、予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の保有資格及び業務経験により評価点を算出し、その合計点数の高い上位4者を選定する。

※下位の者が同点の場合は、すべてを選定する。

③ 評価点の算出方法

それぞれの業務について、予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の保有資格及び業務経験について、内容が下記の「(6)予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の資格及び業務経験に係る評価基準」に該当すると認められる場合、それに応じた点数を加算する。

④ 通知について

書面により通知する。

評価点の合計点が高い上位4者に対し、企画提案書の提出を依頼する。

その他の者には、非選定の通知を行う。

⑤ 企画提案書の提出依頼又は非選定の通知日

平成25年8月2日(金)

⑥ 非選定の理由について

非選定の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日を除く。)以内にその理由の説明を求めることができる。

(6) 予定の技術者(管理技術者及び担当技術者)の資格及び業務経験に係る評価基準

天理市高度地区指定策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準	点数	
予定の技術者の資格及び業務経験(29点)	技術資格及び専門分野(11点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資を有する: 6点 ・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する: 3点 ・RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有する: 1点 	6
		担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門 建設-都市及び地方計画)の資格を有する: 5点 ・技術士(建設-都市及び地方計画)の資格を有する: 3点 ・RCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格を有する: 1点 	5
	予定の技術者の業務経験(18点)	管理技術者〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 3点 ・市(近畿圏を除く全国)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 2点 ・国・都道府県・町村(全国)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 1点 	9
		担当技術者〔注1, 2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市(近畿圏)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 3点 ・市(近畿圏を除く全国)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 2点 ・国・都道府県・町村(全国)を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務: 1点 	9

[注1] 本業務と類似の計画の策定業務は、高度地区指定策定業務とする。

[注2] ただし、過去5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日まで)に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(7) 企画提案書の提出

① 提出期間 平成25年8月12日(月)～平成25年8月16日(金)
午前9時～正午及び午後1時～午後4時

② 提出場所 担当部局に同じ

③ 提出方法 持参に限る。

④ 提出書類
・企画提案提出届 (様式8)

ア 天理市高度地区指定策定業務
・企画提案書 (様式任意)
・実施工程表 (様式任意)
・参考見積書 (平成25・26年度)

⑤ 作成要領
・提出する用紙の規格はA4版縦 片とじ・横開きとする。
・提出する企画提案書のページ数は、10ページ(片面刷り)以内とする。
・別紙「業務説明書」の内容を踏まえること。

⑥ 提出部数
正本1部及び副本7部(副本は複写可)。ただし、参考見積書の提出部数は1部とする。

(8) 企画提案書の特定

提出された企画提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）をもとに下記「(9)企画提案書を特定するための評価基準」について評価し、平成25年8月下旬（予定）に特定又は非特定を書面により通知する。

① ヒアリング予定日時

- ・平成25年8月22日（木）午前9時～
- ・ヒアリング（プレゼンテーション）は必ず予定の技術者（管理技術者又は担当技術者）が行うこと。

② 審査方法について

業務ごとに評価した点数の合計により競い、最高得点者を契約予定者として特定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、選定委員会の議決により特定する。

(9) 企画提案書を特定するための評価基準

天理市高度地区指定策定業務に係る評価基準

評価項目		評価基準		点数
予定の技術者の資格及び業務経験 (29点)	技術資格及び専門分野 (11点)	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設—都市及び地方計画）の資格を有する：6点 ・技術士（建設—都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	6
		担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門 建設—都市及び地方計画）の資格を有する：5点 ・技術士（建設—都市及び地方計画）の資格を有する：3点 ・RCCM（道路または都市計画及び地方計画）の資格を有する：1点 	5
	予定の技術者の業務経験 (18点)	管理技術者 〔注1〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：1点 	9
		担当技術者 〔注2〕	<ul style="list-style-type: none"> ・市（近畿圏）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：3点 ・市（近畿圏を除く全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：2点 ・国・都道府県・町村（全国）を対象とした本業務と類似の計画の策定業務若しくは景観計画策定業務と類似の計画業務：1点 	9

業務内容に対する企画提案 (90点)	実施方針 (15点)	実施工程表	・業務の目的、内容を理解した妥当性の高い工程表になっているか。	5
		業務の実施方針	・業務の目的、内容を掌握しているか。	10
	業務内容 (75点)	役割・策定意義	・妥当性	5
		実効性の確保	・妥当性	5
		現状掌握の調査手法及びその反映手法	・的確性	5
			・妥当性	5
		策定作業の進め方	・的確性	10
			・妥当性	10
		市民意見の反映	・妥当性	5
		都市計画マスタープランの反映	・妥当性	5
			その他の提案	・合理性
			・独創性	5
		ヒアリング(プレゼン)	・論理性 ・業務に対する意欲や熱意 ・的確性	15

[注1] 本業務と類似の計画の策定業務は、高度地区指定策定業務とする。

[注2] ただし、過去5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日まで)に完了した策定業務とし、完了した策定業務ごとに評価した合計とする。

(10) 企画提案を求める内容

- ・業務の実施方針について
- ・役割、策定意義について
- ・実効性の確保について
- ・調査手法及び調査結果の計画への反映について
- ・策定作業の進め方について
- ・市民意見の反映について
- ・都市計画マスタープランの反映について
- ・その他の提案について

4. 契約の締結

前項「3.(9)企画提案書を特定するための評価基準」により特定した企画提案書の提出者と随意契約に係る協議を行い協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なおその際、その特定された者は、あらためて見積書を提出するものとする。

5. 失格事項

本プロポーザルの企画提案書の提出者若しくは提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 見積書の見積額が「1. 業務委託の概要」で示した委託料の上限を超えている場合、あるいは見積書の金額に訂正を行ったものを提出した場合

- (3) 参加表明書提出時点から契約締結までの期間に、天理市建設工事等入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた場合
 - (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）がヒアリングに出席しなかった場合
 - (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た場合
6. その他留意事項
- (1) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、認めない。
 - (2) 提出書類は、返却しない。また、選定のために必要な範囲で複製を作成する。
 - (3) 書類の作成、提出等応募に必要な費用は、応募者の負担とする。
 - (4) 業務実施体制届に記載した予定の技術者（管理技術者及び担当技術者）は、本業務において原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、天理市と協議のうえ決定するものとする。
 - (5) 天理市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。
7. 問い合わせ
- 担当部局に同じ

(平成25年 7 月17日 揭示済)

天理市公告第29号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成25年 7 月17日

天理市長 南 佳 策

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市豊田町の一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

平成25年 7 月17日から 7 月31日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成25年 7 月31日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成25年 7 月23日 揭示済)

天理市公告第30号

天理市山田町地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供します。

平成25年 7 月23日

天理市長 南 佳 策

1 地図及び簿冊の名称 天理市山田町地籍図原図

天理市山田町地籍簿案

2 平成25年 7 月23日(火)から平成25年 8 月12日(月)まで（上記の期間の内、7 月27日(土)、28日(日)は閲覧業務を行い、その他の土曜日、日曜日については行わない）

3 閲覧場所 7 月23日(火)から 7 月31日(水)まで 下山田区集会所

8 月 1 日(木)から 8 月12日(月)まで 天理市役所 3 階333会議室

4 閲覧時間 午前9時から午後4時まで

5 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。

6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(平成25年 8 月 1 日 揭示済)

天理市公告第31号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年 8 月 1 日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年 7 月 8 日 掲示済)

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年 7 月 8 日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

天理市教育委員会規則第 6 号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年 7 月天理市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「1 年」を「2 年」に改める。

第 9 条第 2 項中「50 冊」を「200 冊」に改め、同条第 3 項中「2 月」を「6 月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年 7 月 10 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市立図書館条例施行規則第 7 条の規定は、この規則の施行の日以後に交付する貸出券から適用し、同日前に交付した貸出券については、なお従前の例による。

(平成25年 7 月 31 日 掲示済)

天教告示第10号

平成25年 8 月 6 日午後 1 時30分から 8 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 7 月 31 日

天理市教育委員会
委員長 藤 田 多 枝

農業委員会

(平成25年 7 月 24 日 掲示済)

天農委告示第 8 号

平成25年 8 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年 7 月 24 日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第 3 号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

(平成25年 7 月 16 日 掲示済)

天理市上下水道局告示第 7 号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年 7 月 16 日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年 7 月 16 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 葛城設備

代表者 山本 賢治

住 所 奈良県大和高田市東中 2 - 10 - 5 - 1

(平成25年 7 月 12 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第16号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年 7 月 12 日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 工事概要

- (1) 工事名 耐震補強基幹管路改良工事(10)
- (2) 工事場所 天理市川原城町、田井庄町、前裁町、富堂町地内
- (3) 工事概要 (仮設工事)
- | | |
|------------------|-------------|
| φ200mm仮設管布設工 | L=1,432.97m |
| φ150mm仮設管布設工 | L= 22.38m |
| φ100mm仮設管布設工 | L= 23.81m |
| φ 75mm仮設管布設工 | L= 12.44m |
| φ 50mm仮設管布設工 | L= 18.86m |
| 仮設公道分岐工 | 59箇所 |
| 仮設公道分岐工 φ40mm以上 | 26箇所 |
| (本工事) | |
| φ300mmN S形布設工 | L=1,560.32m |
| φ150mmN S形布設工 | L= 12.43m |
| φ100mmN S形布設工 | L= 12.97m |
| φ 75mmポリエチレン管布設工 | L= 14.35m |
| φ 50mmポリエチレン管布設工 | L= 11.96m |
| 本設公道分岐工 | 59箇所 |
| 本設公道分岐工 φ40mm以上 | 27箇所 |
| (舗装工事) | |
| 本復旧工 | 7,530㎡ |
- (4) 工 期 平成26年 3 月 10 日まで
- (5) 予定価格 259,355,250円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本局に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有する者)2者で構成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次号から第5号までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 共同企業体を構成する建設業者(以下「共同企業体構成員」という。)の出資比率は、30%以上であること。ただし、共同企業体の代表者については、同比率が最大であること。
- (3) 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 共同企業体構成員のうち代表者にあつては、経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有し、かつ局が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成25年度)において、土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられる者であること。代表者以外の構成員(以下「その他の構成員」という。)にあつては、経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有し、かつ局が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成25年度)において、土木一式工事の格付がA1又はA等級に位置づけられる者であること。
 - ④ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。

- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の入札の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 暴力団に係る排除措置要件（別表1）に該当する者でないこと。
- ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (4) 共同企業体構成員は、それぞれの立場に応じて要求される次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
 - ① 代表者
 - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。又はこれらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - イ 土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている監理技術者
 - ウ 入札の申し込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者
 - ② その他の構成員
 - ア 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は一級の土木施工管理若しくは二級の土木施工管理（種目を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者、若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
 - イ 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- (5) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
 - 名称 株式会社 東京設計事務所奈良事務所
 - 所在地 奈良県生駒市新生駒台11-26

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 - 〒632-8558
 - 天理市川原城町600番地10
 - 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 - 電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表2（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表2（入札日程）のとおりの日日に回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領（平成23年4月）第6条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵

便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(8) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表2（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行

(9) 開札日時及び場所

- ① 日時 別表2（入札日程）のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 その他

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札の回数は、1回とする。
- ② 天理市上下水道局会計規程（平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号）第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

(2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合

前号にかかわらず、下記により落札者を決定する。

- ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(5) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表1 (暴力団に係る排除措置要件)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

別表2 (入札日程)

耐震補強基幹管路改良工事 (10)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年7月12日 (金) から 平成25年7月26日 (金) まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年7月16日 (火) から 平成25年7月26日 (金) まで
質問書の提出期限	平成25年8月2日 (金) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年8月9日 (金)
質問書への回答日	平成25年8月9日 (金)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年8月20日 (火)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年8月27日 (火)
入札書到着期限日	平成25年9月2日 (月)
開札の日時	平成25年9月3日 (火) 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成25年9月3日 (火) 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年 7 月22日 揭示済)

天理市上下水道局公告第17号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年 7 月22日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 4 処理分区	田井庄町の一部

(平成25年 7 月26日 揭示済)

天理市上下水道局公告第18号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成25年 7 月26日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第 1 工事概要

- (1) 工 事 名 都市水環境整備事業污水管布設工事（公第31工区）
- (2) 工事場所 天理市田部町
- (3) 工事概要
 - 工事延長 L = 140.60m
 - 低耐荷力圧入二工程推進工 VP φ 300mm L = 31.00m
 - 低耐荷力泥水一工程推進工 VP φ 300mm L = 101.50m
 - 鋼製さや管ボーリング推進工 SP φ 400mm L = 4.00m
 - 開削工 VU φ 200mm L = 4.10m
 - マンホール工 N = 2基
 - 付帯工 1式
- (4) 工 期 平成25年12月10日まで
- (5) 予定価格 29,703,450円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

第 2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第 3 条第 1 項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有する者）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より 1 年 7 ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 局が平成25年 7 月 1 日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において土木一式工事の格付が A 等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 暴力団に係る排除措置要件（別表 1）に該当する者でないこと。
 - ⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

- ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。ただし、請負代金の金額が2千5百万円以上となった場合は、専任で配置できること。
 - ① 1級あるいは2級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
 - 名称 中日本建設コンサルタント(株) 大阪事務所
 - 所在地 大阪府中央区内本町1-3-5

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 - 〒632-8558
 - 天理市川原城町600番地10
 - 天理市上下水道局 総務課 庶務係
 - 電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表2(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領(平成23年4月)第6条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 その他

- (1) 落札者の決定方法
 - ① 入札の回数は、1回とする。
 - ② 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月27日水道ガス局管理規定第14号)第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
 - ③ 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合
前号にかかわらず、下記により落札者を決定する。

- ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(5) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

第5 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第6 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表1 (暴力団に係る排除措置要件)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6に該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

別表2 (入札日程)

都市水環境整備事業污水管布設工事 (公第31工区)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年7月26日 (金) から 平成25年8月2日 (金) まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年7月29日 (月) から 平成25年8月2日 (金) まで
質問書の提出期限	平成25年8月7日 (水) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成25年8月9日 (金)
質問書への回答日	平成25年8月9日 (金)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成25年8月20日 (火)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成25年8月27日 (火)
入札書到着期限日	平成25年9月4日 (水)
開札の日時	平成25年9月5日 (木) 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成25年9月5日 (木) 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。